

総務常任委員会資料
2019年（令和元年）9月20日
総務局税務室税制課

令和元年度市税条例等改正(案)の概要

改正(案)事項				
◎改正目的				
平成 31 年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の創設及び法人市民税の税率引下げに係る規定の整備等を行うほか、所要の措置を講ずるため、条例等の一部を改正しようとするものである。				
◎改正内容				
(1)軽自動車税に係る環境性能割の創設				
平成 31 年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、2019 年 10 月 1 日から県が徴収している自動車取得税に代わって軽自動車税の環境性能割を創設する。軽自動車税の環境性能割は、軽自動車（中古自動車等を含む）の購入時に当該軽自動車の環境性能に応じて次の通り課税されるものであり、当分の間、県が賦課徴収し市に交付する。				
	2020 年 9 月 30 日までの 取得分		2020 年 10 月 1 日からの 取得分	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	非課税		非課税	
2020 年度燃費基準+10%達成車				
2020 年度燃費基準達成車	非課税	0.5%	<u>1%</u>	0.5%
2015 年度燃費基準+10%達成車	<u>1%</u>	1%	<u>2%</u>	1%
上記以外		2%		2%
また、環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更するとともに、当該税目に係るグリーン化特例についても、下記の通り見直しを行う。				
	2021 年度課税分まで		2022 年度及び 2023 年度の課税分	
電気自動車等	75%軽減		75%軽減	
2020 年度燃費基準+30%達成車	<u>50%軽減</u>		<u>軽減なし</u>	
2020 年度燃費基準+10%達成車	<u>25%軽減</u>			

(2)法人市民税の税率引下げ

平成 31 年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、2019 年 10 月 1 日から法人市民税法人税割の税率を次の通り引き下げる改正を行う。なお、税率の引下げによる市税減収分については、交付税等により補填される。

	変更前		変更後
中小企業に係る税率	9.7%	→	6.0%
その他の企業に係る税率	12.1%	→	8.4%

(3)地方税法等の改正に伴う規定の整備

○ひとり親世帯に係る税制上の措置

ひとり親世帯に係る税負担を軽減するため、当該世帯に対する非課税措置を新設するほか、所要の規定の整備を図る。

○個人市民税に係る住宅ローン控除の拡充

住宅購入時の負担を軽減する観点から、個人市民税に係る現行の住宅ローン控除を時限的に拡充する。(2019 年 10 月～2020 年 12 月取得分について適用期間が 3 年間延長)

○非常時における大規模法人の電子申告に係る規定の整備

大規模法人の電子申告が 2020 年 4 月 1 日から義務化されることに伴い、通信回線故障時又は災害時等における対応に係る規定の整備を図る。

(4)その他地方税法の改正に伴う条項移動及び改元に係る規定の整備

◎施行期日

2019 年 10 月 1 日施行

ただし、ひとり親世帯に係る税制上の措置に係る改正については、2021 年 1 月 1 日施行

以 上